

武蔵野市エコプラザ（仮称）検討市民会議設置要綱

（設置）

第 1 条 武蔵野市長期計画条例（平成 23 年 12 月武蔵野市条例第 28 号）第 2 条第 1 項の規定により策定する武蔵野市長期計画及び武蔵野市環境基本条例（平成 11 年 3 月武蔵野市条例第 9 号）第 5 条第 1 項の規定により策定する武蔵野市環境基本計画に基づき設置する環境啓発の拠点となる施設（以下「武蔵野市エコプラザ（仮称）」という。）の具体的な在り方について検討を行うため、武蔵野市エコプラザ（仮称）検討市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所管事項）

第 2 条 市民会議は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 武蔵野市エコプラザ（仮称）の在り方に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（構成）

第 3 条 市民会議は、次に掲げる委員 15 人以内で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 市民団体等に属する者
- (5) 公募による者
- (6) 行政関係者

（委員長及び副委員長）

第 4 条 市民会議に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、市民会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

（会議）

第 6 条 市民会議の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 市民会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 市民会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、市長が別に定める。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、環境部環境政策課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成28年12月21日から施行する。

2 この要綱は、平成30年5月31日限り、その効力を失う。